

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件

一七八

告示

福島県告示第九百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

| 区域名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の範囲 |
|------|---------------|---------------------|---------|
| 上ノ前 | 田村市都路町古道字上ノ前 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 傾城谷1 | 同 市都路町古道字蒲生河原 | 土石流 | |
| 傾城谷2 | 同 市都路町古道字傾城川 | 土石流 | |
| 山口5 | 同 市都路町古道字山口 | 土石流 | |

| | | |
|------|---------------|-----|
| 山口6 | 同 市都路町古道字山口 | 土石流 |
| 山口7 | 同 市都路町古道字山口 | 土石流 |
| 山口9 | 同 市都路町古道字山口 | 土石流 |
| 橋向4 | 同 市都路町古道字橋向 | 土石流 |
| 芹ヶ沢1 | 同 市都路町古道字橋向 | 土石流 |
| 呼石 | 同 市都路町古道字呼石 | 土石流 |
| 西光地1 | 同 市都路町岩井沢字西光地 | 土石流 |
| 上南沢 | 同 市船引町北鹿又字上南 | 土石流 |
| 番屋 | 同 市船引町北鹿又字番屋 | 土石流 |
| 前田沢 | 同 市船引町北鹿又字鬼久保 | 土石流 |
| 光大寺1 | 同 市船引町芦沢字光大寺 | 土石流 |
| 光大寺2 | 同 市船引町芦沢字光大寺 | 土石流 |
| 四城内前 | 同 市船引町船引字四城内前 | 土石流 |
| 山ノ内3 | 同 市船引町船引字山ノ内 | 土石流 |
| 館 | 同 市船引町船引字館 | 土石流 |
| 越田和沢 | 同 市船引町南移字越田和 | 土石流 |
| 越田和2 | 同 市船引町南移字越田和 | 土石流 |
| 青柳沢 | 石川郡古殿町大字田口字青柳 | 土石流 |
| 樋ノ口沢 | 同 郡同 町大字久田字高房 | 土石流 |

| | | | |
|--------|---|----------------|---------|
| 脇ノ草 A | 同 | 市四倉町八茎字脇ノ草 | 急傾斜地の崩壊 |
| 仲ノ内 | 同 | 市四倉町名木字仲ノ内 | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷 | 同 | 市四倉町長友字古屋敷 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北ノ作 | 同 | 市四倉町戸田字北ノ作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 川子田 B | 同 | 市四倉町戸田字川子田 | 急傾斜地の崩壊 |
| 川子田 A | 同 | 市四倉町戸田字川子田 | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲荷作 A | 同 | 市四倉町戸田字稲荷作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 炭釜 | 同 | 市四倉町玉山字炭釜 | 急傾斜地の崩壊 |
| 作 | 同 | 市四倉町玉山字作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 沼ノ作 | 同 | 市四倉町白岩字沼ノ作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 田戸 B | 同 | いわき市四倉町字田戸 | 急傾斜地の崩壊 |
| 遠ヶ竜 | 同 | 郡同 村大字赤坂東野字遠ヶ竜 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大根屋敷 | 同 | 郡同 村大字石井草字大根屋敷 | 急傾斜地の崩壊 |
| 官代 1号 | 同 | 郡同 村大字赤坂東野字官代 | 急傾斜地の崩壊 |
| 前沼 4号 | 同 | 郡同 村大字富田字前沼 | 急傾斜地の崩壊 |
| 新宿 1号 | 同 | 郡同 村大字赤坂中野字新宿 | 急傾斜地の崩壊 |
| 道少田 1号 | 同 | 郡同 村大字赤坂中野字道少田 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-------|---|-------------|---------|
| 脇ノ草 B | 同 | 市四倉町八茎字脇ノ草 | 急傾斜地の崩壊 |
| 小湊 | 同 | 市四倉町山田小湊字小湊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上 | 同 | 市四倉町大森字上 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中平 | 同 | 市四倉町駒込字中平 | 急傾斜地の崩壊 |
| 箒作 | 同 | 市四倉町戸田字箒作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲荷作 B | 同 | 市四倉町戸田字稲荷作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 仲作 | 同 | 市四倉町戸田字仲作 | 急傾斜地の崩壊 |
| 湯ノ口 | 同 | 市四倉町玉山字湯ノ口 | 急傾斜地の崩壊 |
| 川ノ入 | 同 | 市四倉町駒込字川ノ入 | 急傾斜地の崩壊 |
| 古屋敷 B | 同 | 市四倉町長友字古屋敷 | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
（砂 防 課）

福島県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和二年十二月二十二日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅 雄

| | | | |
|-----|---------------|---------------------|---------|
| 区域名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の範囲 |
| 出入沢 | 大沼郡昭和村大字松山字沢向 | 土石流 | 次の図のとおり |

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
(砂防課)

福島県告示第九百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次とおり指定を解除する。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

二 土砂災害特別警戒区域

| | | | |
|-----|---------------|---------------------|--------------------------------|
| 区域名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃 |
| 出入沢 | 大沼郡昭和村大字松山字沢向 | 土石流 | 次の図のとおり |
| 広町 | 石川郡平田村大字永田字広町 | 急傾斜地の崩壊 | |

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
(砂防課)

(砂防課)